

特許出願「明細書」の作成要領

前記〇〇〇は、・・・とすることが好ましい（請求項 3）。
また、本発明の〇〇〇方法は、・・・することができ（請求項 4）。

【0005】

【発明の効果】

本発明の〇〇〇方法は・・・することができる。
また、前記〇〇〇は・・・することができる。

【0006】

【発明を実施するための最良の形態】

以下、本発明の実施形態として、〇〇〇方法をとその〇〇〇装置につき、以下図面〇ないし〇を用いて説明する。・・・以下内容を詳細に記述する。

【図面の簡単な説明】

- 【図 1】 本発明の実施形態における〇〇〇装置の一部を示す図である。
- 【図 2】 図 1 の A-A' 線断面図である。
- 【図 3】 図 1 の B-B' 線概略断面図である。
- 【図 4】 本発明における〇〇〇方法の実施形態を示す図である。
- 【図 5】 本発明の別の実施形態における〇〇〇装置を示す図である。
- 【図 6】 従来の〇〇装置を示す図である。

【符号の説明】

- 1 〇〇〇装置
- 2 ×××
- 3 ×××
- 1 2 ×××
- 1 3 ×××

【要約】

【課題】 〇〇方法及びその装置提供する。

【解決手段】

・・・することを特徴とする。

【選択図】 図 2

【書類名】の欄

書類名は、「明細書」と記載します。

【発明の名称】の欄

「ロボットの二足歩行装置」や「電気自動車の充電制御方法」のように発明の内容を簡潔、明りよりに表示する名称を付けます。

発明の詳細な説明の欄（以下） 「発明の詳細な説明」は、当業者が発明を実施できるように、特許法第 36 条第 4 項及び特許法施行規則第 24 条の 2 の規定に従い、明確かつ十分に記載する必要があります。

【技術分野】 特許を受けようとする発明の技術分野を明確にするため、「本発明は～するための～に関する。」のように簡潔に記載します。

【背景技術】 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報を記載します。

【発明の開示】 「【発明が解決しようとする課題】」の見出しの前に「【発明の開示】」の見出しを付します。

【発明が解決しようとする課題】 特許を受けようとする発明が課題にしている従来技術の問題点などを記載します。

【課題を解決するための手段】 請求項に記載された発明がこの解決手段そのものとなりまから、普通は特許請求の範囲に記載された構成を記載しておきます。

【発明の効果】 特許を受けようとする発明が、従来の技術に比べて優れているといえる点を、発明の有利な効果として記載します。発明の進歩性を判断する材料にもなりますから重要です。

【発明を実施するための最良の形態】、【実施例】

特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が当該発明を実施することができるとともに、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を【発明を実施するための最良の形態】に記載し、必要があるときはこれを具体的に示した実施例を【実施例】の見出しをつけて記載します。

【産業上の利用可能性】 多くの場合には発明の産業上の利用可能性は自明なので、この欄への記載は必要ありません。

【図面の簡単な説明】 図面を添付している場合には、この欄を設けて、図の説明ごとに行を改めて「【図 1】 正面図」、「【図 2】 平面図」と記載。

